

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市							
法人名	社会福祉法人 江刺保育園	主たる事務所の所在地	〒 023 - 1121 奥州市江刺区男石1-3-5	電話番号	0197 - 35 - 1522	FAX番号	0197 - 35 - 1741	
ホームページアドレス	http://www.esashihoikuen.com	メールアドレス	esaho1@esashihoikuen.com	設立認可年月日	昭和40年9月21日		設立登記年月日	昭和40年10月20日
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日			
	理事長 高橋 樸	公表/非公表 公表 72	公表/非公表 公表 奥州市江刺区男石2-1-24	無職	平成28年2月18日			

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種	保育所 地域子育て支援拠点事業	公表 公表	奥州市江刺区男石1-3-5 奥州市江刺区男石1-1-28	昭和32年5月1日 平成21年4月1日	90		
老人福祉	第一種							
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種							
その他	第一種							
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

Ⅲ 組織

理事	定員	現員					資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数			
	7	7	役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			社会福祉事業の学識経験者		地域の福祉関係者	施設長	その他	理事報酬・職員給与とともに支給		理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし
							親族	他の社会福祉法人の役員	その他										
理事長	高橋 樸	無職	平成28年2月18日	～	平成30年2月17日								○				○	5	
理事長代理	高槻 譔	無職	平成28年2月18日	～	平成30年2月17日								○				○	5	
理事	遠藤清賢	園長	平成28年2月18日	～	平成30年2月17日			○				○				○		5	
理事	小野寺フクヨ	介護職	平成28年2月18日	～	平成30年2月17日				○								○	5	
理事	佐々木徹	無職	平成28年2月18日	～	平成30年2月17日			○									○	5	
理事	佐藤暁子	無職	平成28年2月18日	～	平成30年2月17日								○				○	5	
理事	菊池道世	主任保育士	平成28年2月18日	～	平成30年2月17日						○					○		5	

監事	定員	現員					資格							監事報酬		理事会への出席回数
	2	2	氏名	職業	任期	財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	支給あり	支給なし	
						公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他							
	邑原宗男	教会牧師				平成28年2月18日	～	平成30年2月17日								
	酒勾節雄	社会福祉法人理事長	平成28年2月18日	～	平成30年2月17日			○		○					○	4

	定員		現員																
					親族等特殊関係者の有無				資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議会への出席回数	
	氏名		職業		任期		親族	他の社会福祉法人の役員	その他	理事の親族	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他			
評議員					～														
					～														
					～														
					～														
					～														
					～														
					～														
					～														
					～														
					～														
施設長	施設名			氏名		就任年月日			法令等に定める資格の有無										
	江刺保育園			遠藤清賢		平成14年4月1日			有										
職員	常勤専従		常勤兼務		非常勤														
			換算数		換算数														
	法人本部																		
	施設	18		10	7.4														
理事会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項													
	平成27年5月19日		7	無し	有	1.平成26年度本部、施設事業報告 2.平成26年度本部、施設会計決算の認定 3.情報公開規程について 4.その他													
	平成27年9月17日		7	無し	有	1.平成27年度施設会計予算補正について 2.経理規程改正について 3.役員旅費規程について 4.照明設備交換について 5.その他													
	平成28年1月9日		7	無し	有	1.平成27年度施設会計予算補正について 2.職員処遇改善費支給について 3.幼保連携認定こども園への移行について承認 4.施設設備整備工事に突いて 5.施設運営規定について 6.役員任期満了について 7.その他													
	平成28年2月16日		7	無し	有	1.役員改選について 全役員留任を承認決定 2.理事長の互選 3.監事の委嘱、第3者委員の委嘱、会計責任者の委嘱、施設長の任命、等 4.その他													
平成28年3月25日		7	無し	有	1.施設会計予算補正について 2.平成28年度事業計画について 3.平成28年度本部、施設予算の承認について 4.江刺保育園定款変更について 5.給与規程改正について 6.施設運営規定について 6.その他														

評議員会	開催年月日	出席者数	監事出席の有無	決議事項	
監事監査	監査年月日	監査者	監査報告の有無	指摘事項	改善事項
	平成27年5月15日	邑原宗男、酒匂節雄	有	財産目録の基本財産に記載されている土地面積を法人所有のみの面積に訂正すること。	指摘の通り訂正した。
	平成27年8月6日	邑原宗男、酒匂節雄	有	工事契約の手続きについて 予算補正が滞っている。	指摘の通りに実施する。
	平成27年10月15日	邑原宗男、酒匂節雄	有	退職給付の予算補正を行うこと。	指摘の通りに補正する。
	平成28年2月18日	邑原宗男、酒匂節雄	有	決算時予算を見直し必要な場合は補正すること。	指摘の通り実施する。

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産の所有状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無	
基本財産	土地	奥州市江刺区男石1丁目5-1	152.06㎡	11,520					
	建物	奥州市江刺区男石一丁目5番地2、5番地3 (登記上の住所)	541.56㎡	30,165					
運用財産	土地								
	建物								
公益事業用財産	土地								
	建物								
収益事業用財産	土地								
	建物								

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 (食育活動、施設訪問、伝統芸能伝承、近隣幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校との連携)	○	平成2年より継続	—

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「—」を記載している。

児童福祉	
第一種	乳児院
	母子生活支援施設
	児童養護施設
	障害児入所施設
	情緒障害児短期治療施設
第二種	児童自立支援施設
	障害児通所支援事業
	障害児相談支援事業
	児童自立生活援助事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	小規模住居型児童養育事業
	助産施設
	保育所
	児童厚生施設
	児童家庭支援センター
児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	
母子家庭等日常生活支援事業	
寡婦日常生活支援事業	
母子福祉施設	

老人福祉	
第一種	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
第二種	老人居宅介護等事業
	老人デイサービス事業
	老人短期入所事業
	小規模多機能型居宅介護事業
	認知症対応型老人共同生活援助事業
	複合型サービス福祉事業
	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人福祉センター
	老人介護支援センター

障害者福祉	
第一種	障害者支援施設
第二種	障害福祉サービス事業
	一般相談支援事業
	特定相談支援事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター
	福祉ホーム
	身体障害者生活訓練等事業
	手話通訳事業
	介助犬訓練事業
	聴導犬訓練事業
	身体障害者福祉センター
	補装具製作施設
	盲導犬訓練施設
	視聴覚障害者情報提供施設
	身体障害者の更生相談に応ずる事業
	知的障害者の更生相談に応ずる事業

その他		
第一種	救護施設	
	更生施設	
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設	
	生計困難者に対して助葬を行う事業	
	婦人保護施設	
	授産施設	
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	
	共同募金を行う事業	
	第二種	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
		生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業		
生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業		
隣保事業		
福祉サービス利用援助事業		
他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業		
社会福祉を目的とする事業の企画及び実施		
社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助		
社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成		
社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業		
市町村社協	社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの	
	社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修	
	社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言	
	市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	
	福利サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業	
都道府県社協	社会福祉を目的とする事業を営業者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等	
	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	
全社協	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	